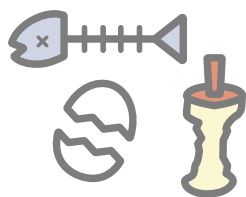


例



食品の売れ残り
料理の食べ残し
飲食店の厨房などから
出る調理くずなど

自己搬入

許可業者

処理施設

- 再資源化事業者 ①
- 環境センター
(ごみ焼却施設) ② ③

※食料品製造業・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物性の残さは産業廃棄物として処理してください。

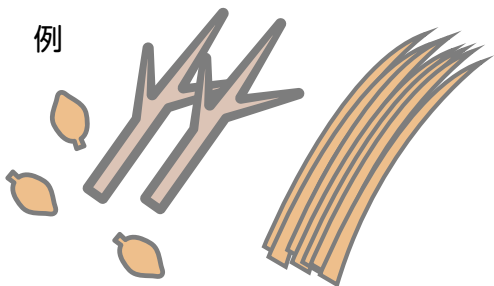
処理方法

①ごみを出す前に、可能な限り生ごみの資源化をご検討ください (14ページ参照)

②環境センター(ごみ焼却施設)へ自己搬入する(有料)
・生ごみは水切りを徹底してください。

③一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する
委託先については、16ページ「会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧」をご覧ください。・生ごみは水切りを徹底してください。

例



剪定枝
刈草など

自己搬入

許可業者

処理施設

- 環境センター
(ごみ焼却施設)
① ②

※建設業者による工作物の建設作業等で生じたもの、木材、木製品製造業者の作業工程で生じたもの、また業種に関わらず貨物の流通で使用した木製パレット等は、産業廃棄物として処理してください。

処理方法

①環境センター(ごみ焼却施設)へ自己搬入する(有料)
直径若しくは1辺15cm又は長さ2mを超える木及び木柱は搬入できません。

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する
委託先については、16ページ「会津若松市一般廃棄物処理業(収集運搬)許可業者一覧」をご覧ください。